

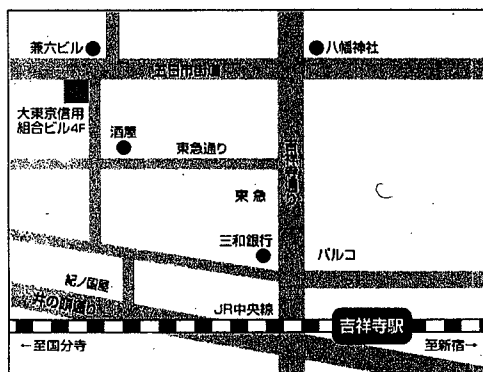
契約締結審査会・運営監視委員会の設置

公社とご利用者の間の金銭管理サービス、財産管理サービスの契約およびサービス提供プランが適正に行われているかどうかを確認するために、契約締結審査会、運営監視委員会を設置しています。

こんな方は

お気軽にご相談ください

- 福祉サービスの利用方法が分からない。
 - 預貯金や年金が自分で出し入れ出来なくなりました。
 - 物忘れがひどくなり、預金通帳や大切な証書類を家に置いておくのは不安である。
 - 知り合いに援助の必要な人がいるが、どこに相談してよいか分からない。
成年後見制度では、本人や親族が申立てできないとき市長が代わって申立てる制度があります。
- 東京都の制度である「地域福祉権利擁護事業」についてもご相談ください。



吉祥寺駅北口より徒歩10分

利用の申し込み

利用を希望される方は

(財)武蔵野市福祉公社

☎0422-23-1165

へお電話ください

FAX:0422-23-1164

〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町4-10-10 大東京信用組合ビル4F

権利擁護事業 のご案内

地域に根ざし、安心して自立した生活を営むことが出来るように
高齢者や障害のある方々を応援します。



財団法人 **武蔵野市福祉公社**

サービス内容

日頃から生活に不安を感じている高齢者や判断能力が十分でないために権利侵害を受けやすい認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の方々の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送ることができるよう支援させていただくとともに、成年後見制度の相談に応ずるための事業です。

「相談」から「金銭管理」まで支援します!

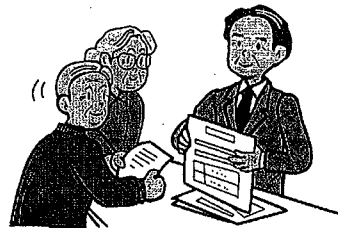
1
2
3

利用者からの相談及び調整

福祉サービスの利用援助

金銭管理サービス

- 預貯金の出納代行
- 公共料金、保険料、生活諸費等の支払の代行
- 入退院に関する手続及び支払の代行
- 高価な物の購入に関する手続の代行
- 福祉サービスや保険及び年金の受給等に係る手続の代行
- 福祉サービス、保険等の提供状況の確認 など



4

財産保管サービス

- 金融機関の貸金庫にて、次のような大切な書類をお預かりします。

- ・現金(現金、小切手、印紙及び郵便切手など)
- ・預貯金の通帳
- ・有価証券(手形、株券、及び債権など)
- ・証書(保険証券、不動産の権利証、遺言書及び契約書など)
- ・実印、銀行印、印鑑登録カード など

5

成年後見制度の利用の援助

- 成年後見制度 民法の一部改正により、判断能力が低下した方のために新たに制度化されたもので、法定後見と任意後見に分けられます。
- 手続 本人の住所地の家庭裁判所に「申立て(請求)」をします。申立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、任意後見人、任意後見監督人、区市町村長などです。
- 費用 申立ては1万円位ですが、他に鑑定料が5万~15万円位かかります。なお、後見人等への報酬は家庭裁判所が決定します。
- 成年後見人等 選任は本人の意見などを考慮し、家庭裁判所の判断により適任者を選任します。複数人、法人も選任可能です。

サービス概要

ご利用いただける方
高齢者・障害者で市内在住の方

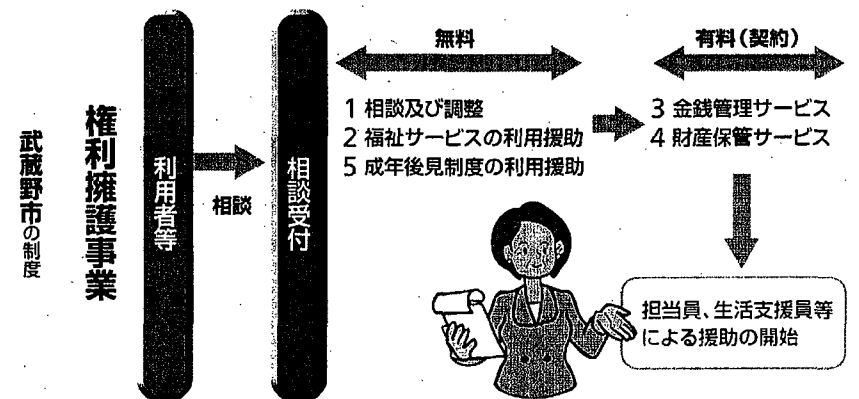


3 金銭管理サービス

4 財産保管サービスのご利用については

- 契約の締結に際して、内容を理解できる方に限ります
- 利用料…月額7,000円
ただし、援助回数が週に1回を超えた分については、1回につき500円加算されます。
- 契約の終了
(1) 利用者が、利用対象者の要件を備えなくなったとき
(2) 契約中止の申し出があったとき
(3) 利用者が死亡したとき

相談・契約・援助までの流れ



(目的)

第1条 この規則は、財団法人武蔵野市福祉公社（以下「公社」という。）が生活不安を感じている高齢者、身体障害者並びに判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「高齢者等」という。）の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるよう支援するとともに、成年後見制度利用の相談に応ずるために行う財団法人武蔵野市福祉公社権利擁護事業（以下「事業」という。）の円滑な実施を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者等からの相談及び調整に関すること。
- (2) 福祉サービスの利用援助に関すること。
- (3) 金銭管理サービスに関すること。
- (4) 財産保管サービスに関すること。
- (5) 成年後見制度の利用の援助に関すること。
- (6) 広報、啓発、研修及び研究に関すること。
- (7) 前各号のほか財団法人武蔵野市福祉公社理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認めるもの。

(相談調整に関すること)

第3条 前条第1号に規定する高齢者等からの相談及び調整は、高齢者等の権利擁護にかかわる相談及び関連機関等との調整を行う。

(福祉サービスの利用援助に関すること)

第4条 第2条第2号に規定する福祉サービスの利用援助は、介護保険サービス等の利用についての情報提供及び利用援助を行う。

(金銭管理サービスに関すること)

第5条 第2条第3号に規定する金銭管理サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 預貯金の出納等金融機関の手続代行
- (2) 福祉サービス利用料、公共料金、保険料、生活諸費用等の支払の代行
- (3) 入院及び退院に関する手続及び入院諸費用に係る支払の代行
- (4) 生活物資の購入に関する手続の代行
- (5) 福祉サービス並びに保険及び年金の受給等に係る手続の代行
- (6) 福祉サービス、保険等の提供状況の確認
- (7) その他利用者の日常生活を支援するための金銭管理事務
- (8) 前各号のほか理事長が特に必要と認める諸手続の代行

(財産保管サービスに関すること)

第6条 第2条第4号に規定する財産保管サービスは、次に掲げる財産を、公社事務局内金庫、理事長が契約する金融機関の貸金庫に保管することにより実施する。

- (1) 現金
- (2) 預貯金の通帳、キャッシュカード
- (3) 有価証券
- (4) 証書等（保険証書、不動産の権利証・登記識別情報、遺言書及び契約書をいう。）

- (5) 実印、銀行印
- (6) 印鑑登録カード
- (7) 前各号のほか理事長が特に必要と認めるもの。

2 会社が、前項に規定する財産を保管財産として引き受けた場合は、保管財産引受書を発行する。

(対象者)

第7条 金銭管理サービス及び財産保管サービスを利用することができる者は、契約締結能力がある高齢者等で、武蔵野市内に在住する者又はそれに準ずると理事長が特に認める者とする。

(利用手続)

第8条 金銭管理サービス及び財産保管サービスを利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、公社に利用の申込みをしなければならない。

2 公社は前項の申込みを受けたときは、申込者に対し、利用の適否を判断し、その旨を通知する。

3 公社は前項により利用が適当とされた申込者との間に、契約の締結をするものとする。

(サービス提供上の手続)

第9条 前条第3項の契約によりサービスを提供するに際しての、サービス提供プラン作成、保管財産の引き受け、事業終了時の事務処理等の手続については、別にこれを定める。

(職員の配置)

第10条 公社は、専門員、生活支援員等の職員を配置する。

(利用料)

第11条 金銭管理サービス及び財産保管サービスの利用料は別表1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、サービスの実施に際し必要経費が生じたときは、これを利用者の負担とする。

(利用料の免除)

第12条 理事長が必要と認めた利用者には、減免措置をとることができる。

(台帳の整備)

第13条 公社は、利用者のサービスの利用状況を記録するため、必要な台帳を整備しなければならない。

(運営監視委員会の設置)

第14条 理事長は、事業の適正な運営を行うために、運営監視委員会を設置する。

(異議申立て)

第15条 利用者は、公社の事業の実施に関し、運営監視委員会に直接異議申立てを行うことができる。

(個人情報の保護)

第16条 公社は、利用者の個人情報の保護について細心の注意を払い、公社の事業を実施しなければならない。

2 利用者に関する個人情報が記載された書類等を適切な方法により保管し、当該情報が他に漏れないように留意しなければならない。

3 利用者の同意なく、前項の書類等又はその写しを他人に閲覧させ、又は提供してはならない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか事業の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年9月1日から施行する。

(財団法人武蔵野市福祉公社ひとり暮らし老人等財産保全等サービス事業実施規則を廃止する規則)

- 2 財団法人武蔵野市福祉公社ひとり暮らし老人等財産保全等サービス事業実施規則(平成元年3月規則第6号)を廃止する。
- 3 前項の規則により廃止された財団法人武蔵野市福祉公社ひとり暮らし老人等財産保全等サービス事業実施規則の規定により行っている、ひとり暮らし老人等に対する財産保全等サービス事業については、なお従前のおりとする。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表1 (第15条関係)

利 用 料 金 表

1. 利用料の内訳

利 用 料	サ ー ビ ス 内 容
月額 7,000円	金銭管理サービス及び財産保管サービスに係る場合
*ただし、援助回数が、週に1回を超えた分については、1回につき500円加算するものとする。公社の身上配慮サービス利用者については、利用料を免除する。	

2. 上記以外のサービスは無料とする。

3. 第2条に規定する各項の事業に伴い必要となった諸費用については、利用者の実費負担とする。

品川区における介護保険外サービス

C区では、要介護者・要支援者・要介護認定非該当者に対する配食サービス・家事援助サービス・見守りサービスが介護保険外サービスを受けられる体制が整備されている。

1. 配食サービス

サービス内容・利用者負担	昼食	①学校給食：区内の小学校で調理した、あたたかい学校給食をボランティアが届ける(火・木曜日)。 → 利用者負担：1食につき350円
		②ボランティア給食：ボランティアの自宅で調理した食事を届ける。 → 利用者負担：1食につき350円
		③在宅サービスセンター：センターで調理した食事を届ける。 → 利用者負担：1食につき600円
	夕食	地域の商店から、弁当を届ける(火・木曜日) → 利用者負担：1食につき450円
利用対象者	在宅の虚弱な高齢者、介護が必要な高齢者(要介護者・要支援者・要介護認定非該当者のいずれでも可)	
実績	422人	
行政負担	18,570,757円(①、②は一般財源、③は介護保険の地域支援事業)	

2. ホームヘルパー(訪問介護員)の派遣

サービス内容	介護予防の視点から、ホームヘルパーを派遣し、家事援助(掃除・洗濯・調理・買い物)を行う。【週1回又は週2回程度】
利用対象者	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、日常生活を営むのに支障がある方(要介護認定非該当者が利用対象者となり得る)
利用者負担	週1回程度：月1,200円 週2回程度：月2,500円
実績	124人
実施主体	C区
行政負担	21,284,820円(一般財源)

3. ここに訪問(乳酸菌飲料の配達)～見守りサービス

内容	安否確認と孤独感解消のため、毎日乳酸菌飲料を配達する(日曜・休日を除く)
利用対象者	70歳以上の一人暮らしの者で、他に安否確認のサービスを利用していない者(要介護者・要支援者・要介護認定非該当者のいずれでも可)
利用者負担	なし
実績	2,444人
実施主体	社会福祉協議会
行政負担	2,041,472円(C区からの補助金)

4. 徘徊探知機利用料助成～見守りサービス

内容	GPS端末機を利用して徘徊高齢者の居場所を探し出すシステムの費用の一部を助成する。
利用対象者	区内に在住するおおむね65歳以上の徘徊高齢者と介護する家族(要介護者・要支援者・要介護認定非該当者のいずれでも可)
利用者負担	月500円、探索等別途費用あり
実績	15人(うち、要介護者：15人)
行政負担	44,100円(一般財源。初期費用のみ)

生活機能向上支援訪問事業

【目的】

介護予防の視点から、支援が必要と認められる方に、訪問介護員を派遣して、日常生活における意欲の向上を喚起し、本人のできることはできる限り本人が行うように働きかける。

【対象】

ケアマネージャーによる介護予防のスクリーニングにより生活機能向上の支援が必要と認められる、おおむね65歳以上の者のいる家庭であって、高齢者またはその家族が障害等により日常生活を営むのに支障がある者

【内容】

生活援助サービス

- ・住居等の掃除
- ・衣類の洗濯
- ・生活必需品の買い物
- ・調理
- ・その他必要な家事援助

【予算額】 20,701千円(平成22年度)

【決算額】 21,309,162円(平成21年度)

【利用料金】

- ・週1回程度 月1,200円
- ・週2回程度 月2,500円

【派遣回数】

該当高齢者の身体状況等を調査したうえで決定する。

【実績】(3月分)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	153世帯	146世帯	124世帯
派遣延回数	8,848回	8,328回	6,828回
派遣延時間	13,272時間	12,492時間	10,242時間

* 平成18年度から事業開始(生活支援訪問家事援助事業を平成17年度で廃止)

品川区生活機能向上支援訪問事業実施要領

制定 平成18年3月3日

(趣旨)

- 1 この要領は、品川区介護予防事業実施要綱（平成18年3月区長決定要綱第19号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、介護予防事業における生活機能向上支援訪問事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(実施主体)

- 2 事業の実施主体は、品川区とする。ただし、派遣の要否、1週間の派遣回数・サービス内容および利用者負担基準の決定を除き、この事業を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」等に定める内容を満たす訪問介護事業者（以下「事業者」という。）に委託できる。

(対象者)

- 3 (1) 訪問介護員の派遣対象は、介護予防の視点から生活機能向上の支援が必要と認められる、在宅のひとり暮らし等の高齢者または高齢者のいる家庭であって、高齢者またはその家族が障害、疾病等の理由で日常生活を営むのに支障があり、生活援助サービスを必要とする者。
(2) 生活機能向上の必要性の判断は、在宅介護支援センターのケアマネジャーが家庭訪問をして、品川区アセスメントおよび基本チェックリスト等を実施し、その結果を基にして対象者の状況を把握して行う。

(サービスの内容)

- 4 訪問介護員の行うサービスは、利用者の意欲と主体的な取り組みを引き出すとともに、生活機能向上の観点から効果的と考えられる生活援助サービス(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)を提供する。

(派遣の決定)

- 5 (1) 訪問介護員の派遣を受けようとする者（以下「派遣申請者」という。）は、別に定める「生活機能向上支援訪問事業申請書」（以下「申請書」という。）を区長に提出する。
(2) 区長は、申請があった場合は、本サービスの必要性を調査・検討等を行った上で、できる限り速やかに派遣の要否を決定する。
(3) 区長は、利用者の利便を図るため在宅介護支援センターを経由して申請書を受理する。
(4) 区長は、申請者の心身状況、世帯の状況等を調査し検討した上で、支援計画を策定し、これに基づき当該申請に対する訪問介護員派遣回数、およびサービス内容を決定し、その内容等利用者に説明する。
なお、支援計画を策定するにあたっては、必要に応じ地区ケア会議等を活用する。
(5) 区長は、訪問介護員の派遣の対象者（以下「サービス利用者」という。）について、在宅介護支援センターのケアマネジャーの報告に基づいて必要に応じて支援計画の見直しを行う。
(6) 区長は、在宅介護支援センターからの報告などを基に、一定期間経過後に利用者

の状態を確認し、支援計画で設定した目標とする生活の達成状況を評価し、派遣回数およびサービス内容の見直しを行う。

(費用の負担)

- 6 (1) サービス利用者は、別表の利用者負担基準の利用者負担額(月額)を負担する。
- (2) サービス利用者は、前号の負担額を、サービスの提供を確認した後に事業者を支払う。
- (3) 区長は、事業者に対し、別表の利用者負担基準の委託金額(月額)を負担する。

(事業者の責務)

- 7 事業者は、品川区介護保険制度に関する条例第4条に規定する、介護サービス事業者の責務をふまえ、以下各号の事項を遵守する。
 - (1) 事業者は、訪問介護員に対し、採用時および採用後において定期的に、高齢者の心身の特性およびサービス内容等について研修を行い、資質の向上を図る。
 - (2) 事業者は、提供するサービスに対し自己評価を実施する等、サービス改善に努める。
 - (3) 事業者は、苦情に対し迅速かつ適切な対応に努める等、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」等の内容を遵守する。

(個人情報の保護)

- 8 事業者は、品川区情報公開・個人情報保護条例第24条の2に規定する受託事業者の責務および区が指示する事項について遵守し、サービス提供にあたっては、個人情報の保護およびプライバシーの尊重に努める。

(連携)

- 9 区長は、本事業の実施運営にあたり、地区ケア会議および在宅介護支援センター等を活用し、介護予防事業等との連携を図る。
また、常に在宅介護支援センター、保健所、民生委員等との連携を密にするとともに、本事業を委託している事業者との連絡・調整を十分行い、事業を円滑に実施する。

(その他)

- 10 区長は、業務の適正な実施を図るため、委託先が行う業務の内容を定期的に調査し、必要な措置を講ずる。

(委任)

- 11 この要領の実施について必要な事項は、生活機能向上支援訪問事業取扱要項に定める。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

品川区生活機能向上支援訪問事業取扱要項

制定 平成18年3月3日

1. この取扱要項は、事業実施要領（平成18年3月3日部長決定。以下「要領」という。）に基づく事業の円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。
2. 業務の委託について（要領2）

要領2における事業を委託する事業者については、当分の間、地元事業者で組織する品川ケア協議会に所属する指定介護予防サービス事業者とする。

なお、社会福祉法人福栄会に対しても行うことができる。
3. 派遣対象について（要領3）

要領3に規定する派遣対象に係わる用語の意義、対象の範囲および取扱いについては、次によるものとする。

 - (1) 「日常生活を営むのに支障がある」とは、自力で家事等を行うことが困難であり、生活援助サービスを必要とする状況にあることをいう。
 - (2) 「生活援助サービスを必要とする者」とは、家族や地域による支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できないため生活援助サービスを提供しなければ、その高齢者が、地域の中で安心して自立した生活を営むことができない者をいう。
 - (3) 次のいずれかに該当する場合は、派遣対象としないことができる。
 - ア 当該高齢者が入院治療を要するとき、または伝染性の疾患を有しているとき。
 - イ 訪問介護員に対し暴行脅迫等の非行のあったとき、またはそのおそれがあるとき。
 - ウ その他、訪問介護員が正常なサービスを行うのに支障があると認められるとき。
4. サービスの内容について（要領4）

訪問介護員の行うサービスの範囲は、生活機能を向上させるために必要な援助であり、次のサービスは行わない。

 - (1) 当該世帯の生産的活動に係る業務
 - (2) 日常的でないと判断される業務
 - (3) 直接身の回りの世話に属しないと判断される外出業務
 - (4) その他、専門的知識・技術が必要な看護
5. 派遣の決定について（要領5）
 - (1) 派遣申請者は、生活機能向上支援訪問事業申請書（第1号様式）を区長に提出する。

- (2) 区長は、事業の申請があった場合において利用を適当と認めたときは生活機能向上支援訪問事業決定通知書（第2号様式）により、また、利用ができないときは生活機能向上支援訪問事業不承認通知書（第3号様式）により通知する。
 - (3) 訪問介護員の派遣回数は、原則として週当たり1回程度とする。
但し、真にやむを得ない事情がある場合は、週当たり2回程度とする。
 - (4) 派遣の時間帯は、原則午前9時～午後5時までの間とする。
 - (5) 区長は、派遣対象者毎に、派遣内容を記載した生活機能向上支援訪問事業対象者台帳（第4号様式）を作成する。
6. 費用負担額の決定について（要領6）
- (1) 区長は、費用負担額の算定について、介護保険サービスの介護予防訪問介護費の介護報酬を参考に定める。
 - (2) 利用者負担額は、利用者が事業者に直接支払う。
7. 派遣内容の変更および派遣資格の喪失について
- (1) 区長は、申請者または利用者から援助内容等の変更の申請があり、調査・検討した上で、状態の悪化を予防するため必要と認めたときは、生活機能向上支援訪問事業変更通知書（第5号様式）により通知する。
また、利用者が介護保険制度の該当者と認定された場合等、要件を備えなくなったと認めるときは廃止する。
8. その他
- (1) 区長は、本事業を実施するため、生活機能向上支援訪問事業対象者台帳および利用者名簿等を日頃より整備する。

付 則

この要項は、平成18年4月1日から適用する。

品川区生活機能向上支援訪問事業申請書

平成 年 月 日

品川区長 へ

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () _____

派遣を受ける者

住 所	品川区		電 話		
	丁目 番 号		()		
フリガナ	氏 名	男 女	生年	明治・大正・昭和	年 齡
			月 日	年 月 日	歳

申請理由

<p>〔日常生活の状態〕</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
<p>〔家族の状況〕</p> <p>1. ひとり暮らし</p> <p>2. 家族が障害・疾病等</p> <p>3. 家族が日中不在</p> <p>4. その他</p>	<p>〔希望する曜日〕</p> <p>(曜日)</p>
	<p>〔希望する開始時間〕</p> <p>午前 ・ 午後 (時 分から)</p>

品川区生活機能向上支援訪問事業決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

品川区長

年 月 日付けで申請のあった生活機能向上支援訪問事業について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 派遣対象者氏名

2. 派遣期間 平成 年 月 日から

3. サービスの内容

1. 1週間あたりの派遣回数 回

2. 主な援助内容

掃	洗	買	調	整理
除	濯	物	理	整頓

4. 利用料金(月負担額) 円

利用料は、提供事業者にご直接お支払い下さい。

5. 提供事業者

第3号様式

品川区生活機能向上支援訪問事業不承認通知書

平成 年 月 日

様

品川区長

平成 年 月 日付けで申請のあった生活機能向上支援訪問事業について

下記の理由により承認できないので通知いたします。

記

- 理 由
1. 障害・疾病等の身体要件に欠けるため
 2. 家族等の生活支援要件に欠けるため
 3. その他 ()

生活機能向上支援訪問事業派遣対象者台帳（兼支援計画）

決定	高齢福祉課長	高齢者支援係長	担当者 C W	庶係	務長	担当者	利用料区分					
							週回派遣	¥	/月			
							生計中心者	続柄				
フリガナ氏名						明治・大正・昭和 年 月 日生(歳)			派遣番号			
住所		品川区 丁目 番 号				電話 —						
世帯類型		单身			高齢者世帯			その他世帯				
決定年月日		平成 年 月 日			新規・変更・再開・廃止							
派遣開始		平成 年 月 日			事業者名							
援助内容および留意事項								曜日				
掃除【寝室・居室・台所・トイレ・浴室・その他()】												
衣類の洗濯等【洗濯・アイロン・縫物・補修】												
生活必需品の買物【買物・その他()】												
調理【調理・配膳・後片付け・その他()】												
整理整頓【ゴミ出し・衣類の入替え・その他()】												
その他()												
利用回数		週 1 ・ 2 回 程度										
派遣期間		月 日 ~ 月 日						午前	午後	:	:	
(派遣理由)												
(目標とする生活)												
								達成 ・ 未達成				
調査	平成 月 月 日			調査員		(在宅介護支援センター)						

品川区生活機能向上支援訪問事業変更通知書

平成 年 月 日

様

品川区長

平成 年 月 日付、第 号により通知した 生活機能向上支援訪問事業の内
容について、下記のとおり変更します。

記

1. 変更の時期

平成 年 月から

2. 変更の内容

	変更前	変更後
利用回数	回/週	回/週
その他		

3. 変更の理由

4. 利用料金(月負担額)

..... 円

にこにこ訪問事業 概要

1 目的

ひとり暮らし高齢者宅へ毎日乳酸菌飲料を届け、安否確認と孤独感の解消を図る。

2 対象者

在宅でひとり暮らしの70歳以上の者で、にこにこ訪問を希望する者。

ただし、高齢者福祉電話設置事業の利用者を除く

3 事業開始日

平成2年8月10日

4 実施方法

(1) ひとり暮らし高齢者の家庭に毎日(月～土)乳酸菌飲料を配達し安否を確認する。

(2) 平成2年11月より開始

(3) 平成10年度より社会福祉協議会の補助事業とする。

5 実績

	名簿登録者数	延受給者数	延配達本数
平成17年度	313	3,106	74,576
18年度	325	2,800	66,806
19年度	310	2,634	62,843
20年度	324	2,569	61,217
21年度	339	2,444	58,047
22年度	360	960	22,872

にこにこ訪問サービス事業実施要綱

平成10年 4月 1日制定
平成16年 5月28日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、在宅でひとり暮らしの高齢者を毎日訪問すること（以下「にこにこ訪問」という）により、安否の確認と孤独感の解消をはかるとともにひとり暮らし高齢者の福祉に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 にこにこ訪問の対象者は、区内に住所を有し、在宅でひとり暮らしの70歳以上の者で、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 品川区でひとり暮らし台帳に登録されている者で、にこにこ訪問を希望する者。
ただし、品川区高齢者福祉電話貸与事業実施要綱により助成を受けている者を除く
- (2) その他品川区社会福祉協議会会長（以下「会長」という）が必要と認める者。

(申請)

第3条 にこにこ訪問を希望する者は、にこにこ訪問申請書（第1号様式）により担当民生委員の確認を経て会長に申請をしなければならない。

(決定等)

第4条 会長は、前条の申請があったときは、第2条に規定する資格要件を調査し、にこにこ訪問実施の可否を決定する。

(訪問員)

第5条 訪問員は、別に契約する乳酸菌飲料等販売業者（以下「受託者」という）に所属する販売員とする。

(事業内容)

第6条 にこにこ訪問は、前条に定める訪問員が品川区社会福祉協議会（以下「会」という）の指定する乳酸菌飲料を受給者に直接手渡す方法により実施するものとする。

- 2 訪問は、毎日（日曜日、国民の祝日および会長が別に定める日を除く）行う。
- 3 訪問員は、乳酸菌飲料を直接手渡すことにより、受給者の安否を確認するものとする。

(通報)

第7条 訪問員は、受給者の急病等緊急事態を発見し、または事故が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本会および担当民生委員へ通報するものとする。

(届出)

第8条 受給者は、次の各号に該当する場合は、速やかに、にこにこ訪問変更・廃止届（第2号様式）を会長へ提出しなければならない。

- (1) 第2条の資格要件に変更が生じたとき
- (2) 入院または施設入所したとき
- (3) 第3条に規定するにこにこ訪問申請書の記載事項に変更が生じたとき

(通知)

第9条 会長は、第4条及び第8条により、決定・廃止がおこなわれた場合は、品川区長及び担当民生委員へ通知する。

付 則

1. この要綱は、平成10年4月1日から適用する。
2. にこにこ訪問サービス事業実施要綱により、受給していた者は、本要綱により決定したものとみなす。

付 則

一部改正された要綱は、平成16年4月1日から適用する。

徘徊高齢者探索システム事業実施要綱

制定	平成 12 年 7 月 26 日 区長決定
	要綱第 124 号
改訂	平成 13 年 4 月 1 日
	要綱第 124 号
改訂	平成 19 年 4 月 1 日
	要綱第 22 号
改訂	平成 21 年 3 月 31 日
	要綱第 220 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、認知症による徘徊のある高齢者（以下「徘徊高齢者」という。）を在宅で介護する者（以下「介護者」という。）に対し、探索システム利用料の加入料金・付属品代金の初回費用の助成を行うことにより、徘徊高齢者の早期発見と安全の確保に役立て、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この事業の助成を受けることができるものは、次の要件に該当するものとする。

- (1) 区内に居住するおおむね 65 歳以上の徘徊高齢者を介護している家族で、高齢者が徘徊した際に位置の確認後、迎えにいける者
- (2) その他区長が特に必要と認めたる者

(申請)

第 3 条 助成金の交付を受けようとする介護者は、探索システム利用助成申請書（第 1 号様式）により区長に申請しなければならない。

- 2 区長は前項の申請があったときには、資格要件に該当するか否かを審査し、助成の可否を決定する。
- 3 区長は前項の決定をしたときは、探索システム助成決定通知書（第 2 号様式）または探索システム助成却下通知書（第 3 号様式）により申請者に通知する。

(助成の内容と費用負担)

第 4 条 区は、初回費用の加入料金・付属品代金を負担する。なお区は探索システム提供民間事業者（以下事業者）との契約に基づき料金等を事業者へ直接支払うものとする。

- 2 利用者の費用負担は、基本料金・位置情報提供料金・現場急行料金・バッテリー交換代金とし、料金等を事業者へ直接支払うものとする。

(助成資格の消滅等)

第 5 条 助成資格は、次のいずれかに該当したときは消滅する。

- (1) 第 2 条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 徘徊高齢者が介護保険施設等の施設に入所したとき。

- (3) 介護者から利用取り消しの申し出があったとき。
- (4) 虚偽の申請によって探索システムの利用を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げる物のほか、区長が助成の必要がないと認めたとき。

(助成金の返還)

第6条 区長は第5条4項に該当したものがあるときは、その者から助成を受けた額の全部または一部を返還させることができる。

(探索システム利用契約)

第7条 利用者は、探索システムの利用について、事業者と契約を締結し、当該契約に基づいて、当該事業者から探索システムの提供をうけるものとする。

(利用状況の報告)

第8条 事業者は翌月までに、前月分の探索システムの利用状況その他区長の指定する事項を区長に報告しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、区長は、必要があると認めたときは、探索システムの利用状況その他必要事項の報告を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉事業部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

徘徊高齢者探索システム利用助成申請書

品川区長 へ

下記のとおり申請いたします。

申請年月日		年	月	日			
申請者	住所	品川区 丁目 番 号					
	フリガナ						
	氏名				本人との関係		
対象者	住所	品川区 丁目 番 号					
	フリガナ						
	氏名				男 女	明・大・昭 年 月 日生 (歳)	
	要介護度	要支援 1 要支援 2 要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5 未申請					

品川区徘徊高齢者探索システム利用にあたり、区が委託事業者から利用状況報告等の情報提供を受けることに同意します。

申請者署名 _____

受付	担当者	収受日	
_____ 支援センター 高齢者福祉課			

徘徊高齢者探索システム助成決定通知書

様

品川区長

平成 年 月 日付で申請のありました徘徊高齢者探索システムの利用助成について下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

探索対象者	氏名			明・大・昭 年 月 日	歳
	住所	品川区			
区助成金額	探索システム初期費用		利用者 負担金額	基本料金：半年毎に 円	
	加入料金 円			位置情報提供料金：電話1回 円	
	付属品Aセット 円			インターネット経由1回 円	
				現場急行料金：1回 円	

サービス提供者	住所 電話
探索に際しての ご注意 !	<p>① 探索依頼には<u>暗証番号が必ず必要</u>です。</p> <p>② 必要な時に探索できるよう<u>暗証番号は忘れない</u>ようにしてください。</p> <p>③ 探索依頼の方法によって<u>料金が異</u>なります。</p> <p>④ 機器の盗難、紛失時や破損した場合は所定の料金をご負担いただきます。</p>

以下の事項に該当した時は、必ず区役所へ連絡をして下さい。

1. 探索システムの利用をやめるとき。
2. 探索対象者又は申請者が死亡したとき。
3. 探索対象者又は申請者が区外に転居したとき。
4. 探索対象者が特別養護老人ホーム等の施設に入所または病院に入院したとき。

第3号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

徘徊高齢者探索システム利用助成申請却下通知書

様

品川区長

平成 年 月 日付で申請のありました徘徊高齢者探索システム利用につきましては、下記の理由により却下しましたので通知いたします。

記

1. 理由

品川区の取り組み

(法人後見活動の事例)

品川成年後見センター

事業概要

(相談、利用支援等の業務)

- ・ 相談・手続き支援
成年後見制度について手続きの案内など必要な支援を実施。
- ・ 法人後見活動
任意後見、区長申立案件も含めた法人後見活動を実施。
- ・ 医師、法律、行政等の関係者からなる成年後見センター運営委員会により後見受任の適否や事業の監査等を実施し、適正な運営を確保

研修修了者は法人後見活動に参加

(市民後見に関する人材育成等の業務)

- ・ 市民後見に関する人材の育成
一般区民を対象として成年後見人を受任できる区民後見人を育成
(参考)
養成研修21時間、フォローアップ研修21時間
↓
研修修了者によるNPO法人市民後見人の会を設立
↓
研修修了者が市民後見業務を行う場合に区社協が後見監督人に選任され、後見活動に関する相談など支援を実施。
※ 後見活動は、区長申立案件には限定しない。

品川成年後見センターの運営

予算 : 43,990 千円

目的 利用者本人の意向や判断能力・生活状況等に応じて、必要な支援を行えるよう、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業、公正証書遺言等を重層的かつ柔軟に組み合わせた総合的なサービス提供を行う。

事業内容

(1) 相談・手続き支援

後見人になる親族がいる場合には、成年後見制度やその利用の手続きを案内し必要な支援を行う。また、後見人になる親族がいない場合には、次の手続きや成年後見制度によるサービスを提供する。

○すぐに支援が必要＝法定後見

区と連携し、区长申立権を活用する。社協が「法人後見人」となる。

○将来の不安に備える＝任意後見

「任意後見契約」を希望する場合には、「あんしんサービス契約」と「公正証書遺言」を組み合わせてサービスを提供する。

(2) 成年後見制度によるサービス

身近に親族がいない高齢者や障害者に、日常生活の維持に必要な金銭管理や各種手続きの代行等の支援を行う。

(3) 成年後見申立の代理申請

本人に対する成年後見の親族申立を希望しているが、当該委任者が高齢や病弱など様々な理由で、かつ、弁護士や他の親族に頼むことができ用負担が困難であると社協会長が認める区民および成年後見人等を対象として、後見等開始申立費用、後見人等の報酬費用および後見活動経費の一部助成を行う。

(5) 成年後見センター運営委員会の開催

成年後見センターの適正かつ円滑な運営のため、学識経験者、法律・医療・福祉関係者からなる運営委員会を開催している。

(6) 地域のネットワークを活かしたサービス提供

成年後見センターのサービスを提供するにあたっては、区、地域（在宅介護支援センター、民生委員、特別養護老人ホーム等）、関係団体（医師会、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、民事法務協会、NPOライフサポート東京、NPO市民後見人の会等）や協力団体・企業等と連携し、必要な支援を行う。

(7) スタッフ体制の充実

支援員、協力専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士等）によるサービス提供体制を充実させるため研修・交流会等を実施する。

(8) 広報・普及体制

広報誌の掲載や説明会の積極的な実施により、区民、関係機関等に対して成年後見制度や関係制度の広報・周知を図る。

(9) 市民後見人の育成・活用と監督業務の充実

社会貢献型後見人や市民後見人の会等の市民後見人を積極的に育成・活用するとともに後見監督人となることによって、地域における成年後見制度の利用拡大を目指す。

(10) 品川区の重点施策との連携

品川区の重点施策である「新しいタイプの高齢者住宅」の建設に伴い、成年後見制度の活用によって1人暮らしの高齢者の相談や支援態勢をとり、地域で安心して暮らし続けられるよう品川区と連携する。

(11) 2010 成年後見法世界会議への出席

10 月初旬に横浜で開催される成年後見法世界会議において、成年後見制度の諸課題及び成年後見法のあり方を世界の研究者や実務家と議論し、我国の制度の改正やさらなる普及拡大を図る。

品川区における市民後見人の現状と課題

1 現状

(1) 市民後見人と区社協の後見監督人との組み合わせ（東京家裁本庁裁判官による提案）

区長申立て及び区社協による代理申立てにおいて、市民後見人を候補者とする場合には、区社協が後見監督人候補として家裁に申立てている

①市民後見人の養成講座

イ 社会貢献型後見人（都）

H17:養成講座開始

ロ 市民後見人の会（品川区独自）

H18:養成講座開始（区社協と共催）

H20:NPO 法人化 *養成講座修了者:200名

②区社協による実務研修（支援員）

後見人候補者として申立する為の必須課程 上記イは19名、上記ロは31名が研修中

③市民後見人の受任件数等

・既選任 30件（社会貢献型後見人20件・市民後見人の会10件）

・申立手続き中 4件（社会貢献型後見人3件・市民後見人の会1件）

(2) 財産管理面での具体的支援策

区民・関係者から、市民後見人による財産管理の安全性や補償能力に対する不安や疑問が示されていることから、次の支援策を行なう。

①市民後見人の管理する通帳等の安全確保のために（区社協契約の）貸金庫の利用提供

②市民後見人（社会貢献型後見人）への後見保険の加入助成（平成21年度から全額）

③市民後見人（市民後見人の会）に対して、制度啓発普及委託費として5万円を支給

(3) 身上監護事務での定期訪問の徹底

本人の意思や状況を確認するためには、定期的面談がもっとも有効な方法があるので、本人及び関係者との定期的な面談が後見人等としての基本姿勢であることを認識・理解してもらい、実践してもらっている。

(4) 市民後見人の不在時の連携強化

市民後見人が旅行、入院、体調不良等で一時的に後見活動ができない時には、区社協（後見監督人）に、滞在所、時期等を必ず連絡することにし、急迫の事情時の必要な期間中の応急処分が円滑にできる体制をとっている。

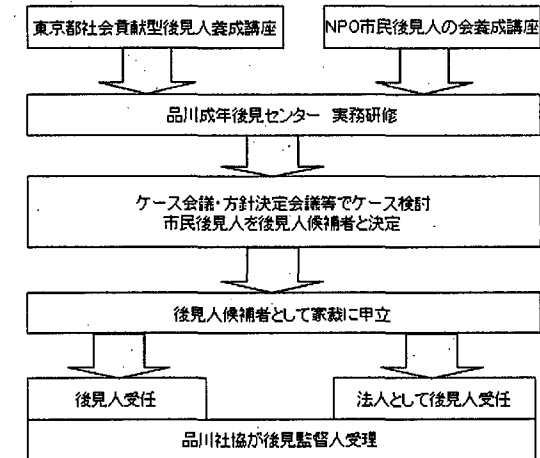
2 事業構成

増大する区内の後見ニーズに対応するために、区社協が市民後見人を自ら養成する。

(1) 養成講座開催（基礎・フォローアップ講座：計50時間、受講生各50名）

(2) NPO市民後見人の会（現在の会員：100名）の運営助成費

(3) 後見監督業務に関する事務経費



品川区 市民後見人養成事業 概要イメージ

品川成年後見センターでは、平成18年4月から、市民後見人の養成事業に取り組み、NPO法人市民後見人の会とともに成年後見制度の普及と安定的な活用を推進しています。

認知症高齢者の急増に伴って、今後、成年後見制度に対する期待が一層高まっており、後見人業務を適正に遂行できる人的資源の開拓が求められています。

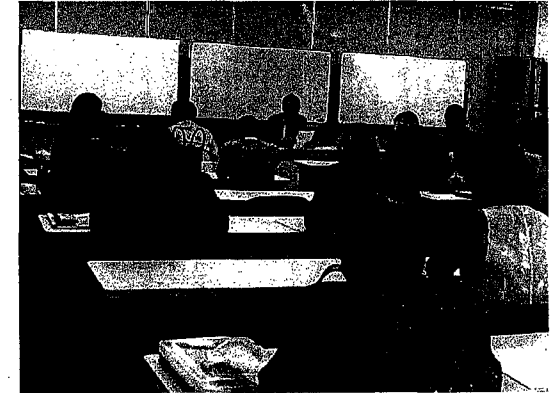
本事業は、申立て需要に対し供給が不足しがちな「第三者後見人¹」の受け皿として一般区民を「市民後見人」として養成し、認知症高齢者や障害者等の権利擁護を地域主体で支援するものです。

市民後見人には、一定の倫理観を有し、社会貢献に意欲を持った区内在住者を対象として、毎年50名程度を養成します。弁護士、司法書士、社会福祉士、看護師、品川成年後見センター職員を講師として、「市民後見人養成・研修講座」3日間（21時間）並びに「フォローアップ研修」3日間（21時間）の研修を通じ、制度概要、認知症高齢者・障害者の特性、関連福祉制度、法律等の知識、事例研究、後見実務、市民後見人の役割と心構え等を身に付けていきます。

研修修了者40名が、平成20年1月にNPO法人を設立、認証され、既に2件の申立て事例について、後見業務に当たっています。（この事例については、品川区社会福祉協議会が後見監督人となっています。）

今後も、区社協とNPOが協力しながら、市民後見人の積極的な養成を図り、認知症高齢者や障害者を地域主体で支え合う仕組みを通じて、住民参加型の地域福祉を推進していきます。

<市民後見人養成・研修講座の様子>



¹ 第三者後見人
親族以外の第三者が後見人として選任されたもの

(1) 養成課程研修

専門職(弁護士・司法書士・公証人・社会福祉士・医師・看護師)による養成研修講座の実施

○開催頻度 前期・後期の二期制による研修を実施 各1回(年2回)開催 1回(3日間 5時間/日)

○研修講座内容

①前期 : 基礎講座	A 成年後見制度の概要 後見人の社会的責任と使命、責任 法学基礎知識と応用 『民法(総則・物権・債権・親族)・社会福祉法・老人福祉法等』	講師 弁護士 司法書士・公証人	2日間
	B 認知症高齢者・知的障害者・精神障害者の特性 認知症のメカニズムと症例検証	講師 医師・看護師 社会福祉士	1日間
②後期 : フォローアップ	A 事例研究シュミレート(法学知識を活用した後見事例検証)	講師 弁護士 司法書士・公証人	1日間
	B 後見実務 実際の後見事例ケースへのインターン研修	講師 医師・看護師 社会福祉士	2日間

(2) 後見活動に対する謝礼

市民後見人として研修修了し、後見活動に当たる際の活動報償費

(3) NPO法人市民後見人の会への活動助成

市民後見人として研修課程を修了した市民後見人がNPO法人を立上げ、社協と協働にて養成研修企画を支援している。

(4) 成年後見センターの後見監督業務

市民後見人の後見事例にかかる後見監督業務の事務経費
(社協後見の法人後見とは別の市民後見人の後見監督業務が生じるため)

世田谷区の取り組み

(市民後見推進の取組事例①)

市民後見活動を首長申立に限定するケース

世田谷区成年後見支援センター(区社協に委託)

事業概要

(相談、利用支援等の業務)

- ・ 法律相談
弁護士等による成年後見制度に関する相談
窓口の設置(月2回)
- ・ 成年後見制度利用支援
加齢等により成年後見等の手続きが困難な
方への必要書類の確認等の支援
- ・ 専門職後見人に関する情報提供

(市民後見に関する人材育成等の業務)

- ・ 市民後見に関する人材の育成
個人で成年後見人を受任できる区民後見人を育
成
(参考) 研修時間(50時間)
- ・ 後見活動が可能と見込まれる案件について家庭
裁判所に区民後見人候補者を推薦
- ・ 区民後見人が選任された場合に、後見活動に関
する相談などの支援を行う。
区社協が後見監督人に選任
後見活動は区長申立案件に限定

(参考)

受任者累計 27人(平成18年度～22年度)

世田谷区成年後見支援センターの取り組み

平成23年3月

1. 世田谷区成年後見支援センター設立の経緯

(1) 世田谷区の取り組み

- 判断能力が不十分であっても地域の中で安心して暮らすことが出来る仕組みづくりを目指して、平成17年度から世田谷区実施計画（平成17～19年度）事業として、「成年後見制度の推進」を掲げた。
- 平成17年5月に、世田谷区成年後見支援センター設立準備会を発足し、事業内容等について検討した。
- 平成17年10月3日 世田谷区成年後見支援センターを開設。
運営は、世田谷区社会福祉協議会に委託。

(2) 世田谷区社会福祉協議会の取り組み

- 平成12年度から専門員1名（常勤）を置き、地域福祉権利擁護事業を実施。
- 平成12年夏ごろより、成年後見制度に関する学習会を職場内で立ち上げ、社会福祉協議会の成年後見制度への取り組みについて検討し、弁護士と社協の複数後見によるモデル事業を平成13年10月から開始。
- 平成13年度に、地域福祉権利擁護事業、財産保全サービス、法律相談の実施機関として権利擁護センター「あんしん世田谷」を設置。併せて弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家による「成年後見連絡会」を組織し、成年後見制度に関する事例検討、事業体制を強化。
- 平成16年に、法人後見のモデル事業を検証し、法人後見を社会福祉協議会が実施する意義を確認しつつも、増加するであろう受任依頼に限界も感じ、区民成年後見人の養成を模索。
- 以上の活動実績に基づき、平成17年10月に区から世田谷区成年後見支援センターの運営を受託。
- 平成19年に区民成年後見人の第1号の後見監督人を受任し、一貫した支援体制が整う。

2. 世田谷区成年後見支援センターの業務内容

(1) 事業概要

①法律相談

弁護士による、法定成年後見制度の利用や申立て、任意後見制度など、成年後見制度に関する相談（月2回）

②成年後見制度利用支援

加齢・障害・疾病などのため、法定後見の申立てや任意後見契約をすることが困難な本人または親族を対象に、必要書類の確認や書類の記入などの相談及び手続きの支援

③成年後見人等候補者の情報提供

成年後見人等候補者に関する情報提供（専門職後見人の相談窓口等を紹介）

④世田谷区区民成年後見人養成研修の実施

個人で成年後見人等を受任できる区民成年後見人の養成

⑤世田谷区区民成年後見人養成研修修了生（区民成年後見支援員）の活動支援

連絡会の開催、活動の場の提供・調整

(2) 実施体制

所長（弁護士）	1名	（嘱託・週1回・4時間）
相談員	2名	（嘱託・月16日勤務）
職員	2名	（常勤・権利擁護センター兼務）

(3) 予算（22年度）

委託費	20,087,000円	
《内訳》人件費	10,962,000円	（所長・嘱託職員）
事務費	961,000円	
事業費	8,164,000円	（各種委員会、区民後見人養成研修等費用）

3. 区民成年後見人養成研修の概要

(1) 研修内容

別紙 「世田谷区区民成年後見人養成研修 日程予定表」による

(2) 役割

①区民成年後見支援員

- ・ 専門職後見人のサポート活動
- ・ 成年後見制度の普及啓発活動
- ・ 成年後見人等申立て説明会における説明員
- ・ 成年後見人等の受任

②区民成年後見人

区長申立て案件の中から、区民成年後見支援員が活動可能と見込まれるケースについて、後見人候補者として家庭裁判所に推薦をし、家庭裁判所が成年後見人等に選任した者。

(3) 受講生状況

別紙 「世田谷区区民成年後見人養成研修受講生状況」による

4. 区民成年後見人の受任状況

(1) 家庭裁判所から成年後見人に選任された者

平成23年3月現在

	修了生	受任者累計	終了	現在受任件数	申立中
18年度生	19	20	6	14	0
19年度生	11	8	1	7	0
20年度生	12	6	1	5	0
21年度生	9	1	0	1	0
22年度生	13	0	0	0	0
計	64	35	8	27	0

* 2件受任している人数 5名

* 同時に全ケース世田谷区社会福祉協議会が後見監督人として選任されている

(2) 区民成年後見人受任基準

区長申立案件で以下の項目を満たす事例。

<属性>

- ・世田谷区民、または世田谷区が措置権者であるもの
- ・推定相続人がいない者、または推定相続人がいるが、親族と財産等をめぐる紛争・トラブルがない者

<居所>

- ・施設に入所している、または入所目前(区長申立時から4ヶ月程度で入所)である者

<財産管理>

- ・区長申立時において、管理すべき財産が多額(預貯金額:500万円程度)でない者
- ・預貯金額が500万円を超えているが、無年金等で収入の見込みがない者

<身上監護>

- ・身上監護が困難(施設等でのトラブルがない、または起こす見込みがない)でない者

(3) 候補者選定基準

- ① 区民成年後見支援員として活動実績がある、
- ② 区民成年後見人養成研修の実習評価が良好である
- ③ 成年被後見人の居住地への交通の便が良い
- ④ 社会生活上経済の安定性がある
- ⑤ その他特筆すべき事項がある

世田谷区区民成年後見人養成研修受講生状況

単位：人

	18年度				19年度				20年度				21年度				22年度			
	全体	男性	女性	平均年齢	全体	男性	女性	平均年齢	全体	男性	女性	平均年齢	全体	男性	女性	平均年齢	全体	男性	女性	平均年齢
説明会申込者	162	53	109	53.6	66	34	32	57.7	37	14	23	56.8	38	17	21	58.3	53	22	31	57.5
受講希望者	68	30	38	55.2	31	19	12	59.3	20	7	13	55.6	20	8	12	61.9	29	13	16	59.3
区民成年後見支援員養成研修					/				/				/				/			
受講者	22	12	10	57.1	/				/				/				/			
修了者	22	11			/				/				/				/			
区民成年後見人養成研修																				
受講者	19	8	11	57.0	11	7	4	58.0	12	3	9	51.9	9	2	7	56.7	13	6	7	56.3
修了者	19	8	11	57.0	11	7	4	58.0	12	3	9	51.9	9	2	7	56.7	13	6	7	56.3

※ 区民成年後見人養成研修受講生のうち、東京都社会貢献型後見人養成研修修了者の人数 5名
 18年度3名（男性1名、女性2名）、
 19年度2名（男性0、女性2名）

平成22年度

世田谷区 区民成年後見人養成研修の募集案内

成年後見制度は、認知症や障害などにより判断能力が不十分なため、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい方を支援する制度です。

現在、成年後見人は親族のほかにも専門職後見人といわれる弁護士・司法書士・社会福祉士などが担っています。今後、成年後見制度の利用が増えるのに伴い、専門職以外にも成年後見制度の趣旨を理解し、熱意をもって後見業務にかかわる人材が広く求められるようになると考えられます。

そこで、世田谷区成年後見支援センターでは、地域支えあいの考えに基づき、区民が親族以外の近隣住民の成年後見人となる「区民成年後見人」を平成18年度から養成しています。

養成課程は、研修と活動実績をふまえたプログラムとなっています。区民成年後見人養成研修を修了後、「区民成年後見人」として活動をしていただくためには、家庭裁判所の審判により、選任されることが必要です。まずは、「区民成年後見支援員」として専門職成年後見人の活動をサポートしていただきます。

世田谷区成年後見支援センター

157-0066 世田谷成城6-3-10

電話 5429-2212



世田谷区 社会福祉協議会

◎ 支えあいの心をつなぐ ◎ 合い言葉 ◎

「区民成年後見人」養成研修について

1. 具体的活動内容

「区民成年後見人」は、家庭裁判所の選任を受け、成年後見人として、世田谷区成年後見支援センターと協力し、被後見人（原則として世田谷区民）に必要な後見業務を行ないます。

2. 応募資格

(1) 年齢 25 歳以上（平成 22 年 4 月 1 日現在）

(2) 世田谷区内にお住まいの方

(3) 成年後見制度及び高齢者や障害者に対する福祉活動に理解と熱意があり、心身ともに健康な方

(4) 研修修了後、「区民後見人」として活動できる見込みのある方

(5) 原則としてすべての研修に参加できる方

※後見業務の養成研修を有する団体の資格（弁護士、司法書士、社会福祉士等）のある方は応募できません。

※以下の事由に該当する方は応募できません。

成年被後見人又は被保佐人又は被補助人、破産者、禁治産者、準禁治産者

3. 定員

若干名

4. 応募方法

下記日時の説明会にご参加ください。申し込みは電話かファックス（住所、氏名、年齢、電話番号、参加希望日を明記）で受付けます。

申込締切：平成 22 年 3 月 16 日（火） 電話受付時間：9：00～17：00

電話とファックス番号は右頁下をご参照ください。

5. 選考方法

(1) 説明会

下記日程のいずれかにご参加ください。

日時：第 1 回 平成 22 年 3 月 13 日（土）午前 11 時～正午

第 2 回 平成 22 年 3 月 17 日（水）午後 3 時～4 時

会場：第 1 回、第 2 回ともに世田谷区社会福祉協議会内会議室にて実施。

※参加された方に研修受講申込書を配布します。

(2) 選考

① 第一次選考

上記申込書と作文を提出していただき、書類選考を行ないます。

※〆切：平成 22 年 3 月 30 日（火）17 時必着（持込み可）

② 第二次選考

書類選考後、面接による選考を実施します。

日時：平成 22 年 4 月 14 日（水）

場所：世田谷区社会福祉協議会内会議室

6. 研修

内容及び日程については、別紙の「区民成年後見人」養成研修日程表を参照ください。

(1) 対象者：第二次選考により選考された方

- (2) 実施期間：平成22年4月～10月（全50時間・延研修日数12日間）
(3) 研修会場：世田谷区社会福祉協議会 3階研修室
(4) 受講料：2,000円（テキストその他資料代として）
※なお、実習にかかわる費用の実費（交通費等）は別途負担していただきます。

7. 登録から活動の開始まで

(1) 登録

研修を修了された方には修了証書を発行し、「区民成年後見支援員」として登録していただきます。

(2) 「区民成年後見支援員」活動の開始

①成年後見人の活動のサポート（*注1）

専門職成年後見人の指導監督のもと、専門職成年後見人が行なう身上監護や財産管理などの後見業務をサポートします。たとえば、被後見人を訪問し、日常生活上のさまざまな要望の聞き取りや生活費の受け渡しなどを行ないます。

②成年後見制度の普及啓発活動

「成年後見制度申立手続き説明会」や社会福祉協議会主催の研修等で、成年後見制度に関する普及啓発を行います。

③サポート活動の報告及び研修会への参加

(3) 「区民成年後見人」活動の開始

世田谷区成年後見支援センターに相談のあった案件の中で、「区民成年後見人」が適任と思われる案件について、「区民成年後見支援員」として実績を積まれた方のなかから、見識と社会貢献への熱意をもち、適任と思われる方を成年後見人候補者として、申し立て時に家庭裁判所に推薦します。

家庭裁判所の審判で、成年後見人として選任された場合に、「区民成年後見人」としての活動が始まります。

なお、後見人候補者となる際には、ご自身の資産及び負債状況等を家庭裁判所に提出することになります。就任時には、傷害保険等に参加していただきます。

(4) 活動場所

世田谷区内及び近郊

(*注1) ①成年後見人の活動のサポートについて

成年後見支援センターに専門職成年後見人から派遣依頼のあった事例をご紹介します。なお、本事業の利用状況により、活動開始が数か月以上先になることがありますので、この点はご了承ください。また、被後見人への支援にかかわる活動に対し、交通費（実費）は支払われます。活動開始にあたっては、傷害保険等に参加していただきます。なお、費用は別途負担していただく場合があります。

「区民後見支援員」がサポートするのは、以下の成年後見人の方々です。

- ・ 職業後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士など）
- ・ 法人後見人（社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会など）

申込及び問合せ先

住所：〒157-0066 世田谷成城6-3-10 成城6丁目事務所棟3階

名称：世田谷区成年後見支援センター TEL：5429-2212 Fax：5429-2214